國民年金本きまり

あなたにも年金がくる

長い間まちこがれていた国民年金制度が、いよいよ五月一日から施行されました。県でも民生労働部にあたらしく国民年金課が設けられて関係の仕事をとりあつかうことになりました。

そこで本号には先ずこの制度がどんなものかについてお話しすることにいたします。

とり残された人たちへ

わが国の社会保険制度は、医療保障を中心とした、会社工場の従業員を相手にした職域の健康保険、一般の市町村民を相手にした地域の国民健康保険、それに失業に対する失業保険など、かなり進んだ仕組みができています。一方、老令、癈疾、死亡に対して保障する年金制度については、一定の条件を備えた被用者（会社、工場、役所、団体等の従業員）厚生年金保険をはじめ、恩給や各種共済組合による年金などがありますが、国民の大半を占める農、商工業、零細企業などに従事する人たちは、年金制度から取り残されたままになっていました。そこで各方面の要望にこたえて、これらの人々のための国民年金制度ができたわけです。この制度の目的は、一口にいって老令、癈疾、死亡などによって、困っている人たちを、国民がみんなで救おうということです。

この制度は、一定の保険料を払いこんで、一定の要件をそなえた人に、年金を支給しようという、いわゆる「拠出制」年金が柱になっておりますが、現在の老令者、身体障害者、母子世帯、それに今後保険料を払いこむ力のない、不幸な人々にも救いの手をさしのべようという「無拠出制」年金もあります。

この制度ではさきにあげたいろいろな公的年金制度の適用を受けられない二十才から五十九才までの人は、すべて加入することになります。しかし昭和三十六年四月一日現在で五十才をこえる人は、一応除外されますが、このとき五十才から五十五才までの人は、希望すれば加入することができます。また、公的年金加入者の配偶者や学生も同様です。

保険料は二十才から三十四才までは月百円、三十五才から五十九才までは百五十円、貧しいために払い込む力がない人には、保健料免除の道も開かれています。

拠出（保険料を出す）制では

支給される年金の種類には、拠出制では老令、障害、母子、遺児、寡婦の五種類、無拠出制では老令、障害、母子の三種の福祉年金があります。その内容を簡単に説明しましょう。

一、老令年金　保険料を二十五年以上納めた人が、六十五才になったとき支給されます。しかし保険料負担の力がないと認められた人は、十年間だけ納めればよいことになっています。また、三十六年四月一日に三十一才をこえている人は、保険料納付期間の二十五年を、年令に応じて十年から二十四年にちぢめてあります。年金額は、保険料を二十五年以上納めた人はその年数によって二万四千円から最高四万二千円まで、十年以上二十四年までの人は一万四千四百円から二万二千八百円まで支給されます。

二、障害年金　日常生活にひどく不自由するような（片手とか片足がない程度）の障害になったとき支給されます。その人が十五年以上保険料を納めていれば無条件ですが、その他保険に入ってからの期間に応じていろいろきめられています。また、事故にあったとき保険に入っていなくても、もと入っていて老令年金を受ける資格をもっている人にも当然支給されます。年金額は二万四千円から年数に応じて最高四万四千円、障害程度が特にひどい人（両手、両足がない程度）には年六千円多くなります。

三、母子年金　妻が一定期間保険料を納めたのち夫に死なれて、十八才未満の子を養っているとき支給されます。その額は、保険料を納めた期間に応じて一万九千二百円から二万五千八百円、子が二人以上のときは、二番目の子から一人四千八百円が加えられます。

四、遺児年金　被保険者、またはもと被保険者だった父又は母のいづれにも死別した、十八才未満の子に支給されます。年金額は保険料納付済期間に応じて七千二百円から一万五百円まで、二人以上の子があるときは母子年金と同様の加算がつきます。

五、寡婦年金　結婚後十年以上すぎた妻が、老令年金を受ける資格をもっていた夫と死別したときに、六十才から六十五才までの間、夫が受けるはずであった老令年金の半額が支給されます。

無拠出（保険料を出さぬ）制では

次に無拠出制の福祉年金を説明しましょう。これは年令の関係で拠出制が適用されない人、現に身体障害や母子世帯の状態にある人、そういう人たちにも年金を支給するためとくに取りあげられたものです。

一、老令福祉年金　昭和三十六年四月一日に既に五十才以上である人、五十才以上五十才未満で拠出制年金に加入をしなかった人、又は保険料を納める力がないため、拠出制年金を受ける資格を得られなかった人などに対し七十才になってから、また三十四年十一月一日に七十才をこえている人に対して、それぞれ一万二千円が支給されます。

二、障害福祉年金　保険料を納める力がとぼしいか、二十才未満で癈疾になったために、さきにのべた障害年金を受けるだけの保険料を払えなかった人、昭和三十四年十一月一日に二十才以上の人などで、両手又は両足をなくした程度以上の癈疾状態にある場合、一万八千円が支給されます。

三、母子福祉年金　保険料を納める力がとぼしいために、さきの母子年金を受けるだけの保険料を払い得ないまま夫と死別した人、三十四年十一月一日現在二十才以上であって既に夫と死別している人などで、義務教育終了前の子を養い二十五才以上の子のない場合に一万二千円、二番目の子からは一人二千四百円を加えて支給されます。

実施は十一月一日から

これらの福祉年金には、たとえば本人の所得が年十三万円以上のときは支給を停止するなどのいろいろの制限規定がありますが、くわしいことは略します。実施の時期は本年十一月一日ですが、被保険者の資格の届出は三十五年十月から、拠出制による保険料の徴収は三十六年四月一日からです。この制度を運営するために、厚生省に年金局が、県庁に国民年金課が五月一日に設置されました。

以上国民年金制度のごくあらましを説明しましたが、この制度は発足したばかりでまだ十分でない点もあります。しかし私たちは、自分の将来のためには、若いうちにできるだけの備えをするという気持で、この制度をみんなの力で、よりよいものに育てあげていかねばならないと思います。

（国民年金課）

補償のデコボコ直す
進駐軍による被害に

終戦後熊本にも占領軍が駐留していましたが、その間には県民との間にいろいろな問題がおこりました。その中で占領軍の不法な行為により負傷したり死亡したりした人にてこれに協力してきました。そこで政府でも去る四月から全国一せいに被害者の実態調査をはじめ、本県でも熊本調達事務所が市町村を通じて現在分っている七十六名の被害者に「被害の実態回答書」というのを配って調査を進めていますが、当時全く見舞金も受けていないような方も、この際もれなく申し出て下さい。連絡先は

熊本市本丸町熊本調達事務所　電②二九四一

熊本市行幸町熊本県広報課内熊本県進駐軍事故被害者連盟　電②〇二三八

のどちらでもよいのです

（広報課）